

平成21年 第6回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年3月26日（木）午前9時40分

場 所：教育委員会室

平成21年3月26日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第29号議案 平成21年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について
- 第30号議案 平成21年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について
- 第31号議案 平成21年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について
- 第32号議案 平成21年度東京都公立学校長及び副校長の異動について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成20年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

(欠席)

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 大原 正行

事務局（説明員）

教育長（再掲） 大原 正行

次長 影山 竹夫

理事 岩佐 哲男

総務部長 松田 芳和

都立学校教育部長 森口 純

地域教育支援部長 皆川 重次

指導部長 高野 敬三

人事部長 直原 裕

福利厚生部長 秦 正博

(欠席)

教育政策担当部長 石原 清志

特別支援教育推進担当参事 高畑 崇久

人事企画担当参事 中島 毅

(書記)

教育政策室政策担当課長 黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第6回定例会を開会いたします。

内館委員からは、御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係です。報道関係はNHKほか3社、合計4社、個人は合計20名からの取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。

——〈異議なし〉——許可いたします。

冒頭にカメラ撮影がありますので、しばらくお待ちください。

それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

（「聞こえません」、「傍聴人に聞こえないので、声をもう少し大きくお願いします」の声あり）

【委員長】 傍聴人は発言できません。声を大きくします。

前々回2月19日開催の第4回定例会の会議録につきましては、先日本配りし、御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第4回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回3月5日開催の第5回定例会の会議録が机上に配付されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第31号議案及び第

32号議案につきましては人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

第29号議案 平成21年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について

【委員長】 第29号議案、平成21年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 第29号議案、平成21年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書と都立高等学校用教科書の採択についてでございます。

平成21年度の教科書採択につきましては、平成20年7月24日に開催されました第13回教育委員会定例会及び同年8月28日に開催されました第14回教育委員会定例会において採択していただきましたが、このたび追加採択の必要が生じたので御審議をお願いするものでございます。

初めに、特別支援学校（小・中学部）の弱視の児童・生徒が使用する拡大教科書についてです。平成20年7月に採択した小・中学部の文部科学省検定済教科書を原典とするもので、その後、新たに発行されたものでございます。教科書の数は、小学部用で4教科5種、中学部用で10教科13種でございます。

別紙1に、種別、教科、発行者、書名について記載してあります。

弱視の児童・生徒は、視覚障害特別支援学校だけではなく、肢体不自由等の特別支援学校にも在籍しておりますので、検定教科書を使用しない知的障害特別支援学校を除くすべての障害種別の学校において採択する必要があります。

なお、義務教育諸学校で使用する教科書の採択は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞いて行うこととなっており、教科用図書選定審議会に対しては、7月に採択案をお諮りした際に、採択期限後に拡大教科書が発行された場合の措置については、追加して採択することを認めていただいております。

続きまして、都立高等学校用教科書について申し上げます。8月の採択後に、都立高等学校全日制3校3種において、新たに教育課程の編成における科目の新設等に伴い追加採択が必要となったものでございます。当該校における教科書選定については校長の権限と責任の下に行い、その結果について指導部へ報告したものでございます。学校長から提出された選定理由書について審査を行いました。問題はありませんでした。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

**【高坂委員】** 小・中学部は、基本的には検定済教科書と同じ内容のものが拡大されていると理解してよいですか。

**【指導部長】** はい。

**【高坂委員】** 高等学校では、具体的にどのような追加があるのですか。

**【指導部長】** 高等学校につきましては、別紙2で、都立目黒高等学校、都立大泉高等学校、都立足立高等学校についてお示ししてありますが、都立大泉高等学校は平成22年度に開設される練馬地区中高一貫六年制学校になることを見据え、教育課程の接続について具体的検討を行った結果、国公立大学の進学に対応するカリキュラムへ変更する必要が生じてきたということで、公民についての必履修科目を早めに終わらせるために1学年に現代社会を置きたいという申し出があったものでございます。

都立目黒高等学校は、1年生のときに学習していた生物を発展的に学習するということで3年生で自由選択科目を置きます。教科書は既に購入して使用しておりますので、それを新たに採択する必要があるというものです。都立足立高等学校は、2年生

で使用する数学Bを、学校の実態に応じて難易度を更に高くしていかなければいけない必要性が生じたということでございます。

【瀬古委員】 教科書の拡大版というものは、字が大きいのでしょうか。判が大きいのでしょうか。

【指導部長】 紙面そのものも大きく、字もかなり大きくなっております。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたことにさせていただきます。

### 第30号議案 平成21年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

【委員長】 平成21年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 第30号議案、平成21年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項についてでございます。

この選定審議会は、義務教育諸学校で使用する教科書採択の適正な実施を図るため、法令に基づいて都道府県教育委員会に毎年度設置しなければならないものでございます。法令とは、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律でございます。

都道府県教育委員会の任務として、区市町村教育委員会等が行う教科書の採択に当たり、指導、助言又は援助を行うという規定が法令に載っており、この指導、助言を行う際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聴取しなければならないことになっております。また、都立の義務教育諸学校において使用する教科書採択についても、あらかじめこの教科用図書選定審議会に意見を聞いて行うこととなっておりますので、「（1）教科書の採択方針について」、「（2）教科書調査研究資料について」、「（3）平成22年度使用教科書採択案（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について」の3点を諮問事項とするものでございます。

なお、諮問事項については、本日の教育委員会で決定していただいた後、教科用図書選定審議会に諮問することとなります。それぞれ、今お示ししている（1）から

(3) までの諮問事項に関して答申をいただきましたら、その都度、今後の教育委員会において御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 報 告

(1) 平成20年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）

【委員長】 引き続きまして、報告事項に移ります。報告事項(1)、平成20年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）、説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告事項(1)平成20年度都立学校卒業式の実施状況について（中間報告）でございます。

平成21年3月25日現在の都立学校の卒業式の実施状況を高等学校、特別支援学校及び附属中学校について、それぞれ実施予定校及び実施校等についてお示ししております。都立高等学校については、3月1日から3月24日までの間で、253のすべての課程で実施いたしました。また、都立特別支援学校については、3月17日から3月25日までの間に実施いたしました。都立特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、全部で132学部ありますが、例年どおり、ここでは学校数として53校という形でお示ししております。都立附属中学校については、3月18日に白鷗中学校で、平成21年3月20日にと両国中学校でそれぞれ行われ、その実施状況についてお示ししております。

国旗・都旗の掲揚については、平成15年10月23日の入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）の実施指針に基づき、全校で壇上正面に掲揚しました。国歌の斉唱については、全校でピアノ伴奏等により実施しました。

「等」としているのは、音楽科の教員が在籍しない学校やピアノが式場のない学校において、CDなどにより実施したものでございます。卒業証書の授与については、全校で壇上にて実施いたしました。括弧書きでお示ししているものは、視聴覚室等舞台のない会場で実施した学校においては、会場正面に舞台を設置して実施したものでございます。一部に、校長の職務命令に反し、国歌斉唱時に起立しない等の教員等がいました。

今後の対応ですが、国歌斉唱時に不起立であった教員等につきましては、今後、事実関係を調査し、職務命令違反者については、地方公務員法第32条による懲戒処分を行う予定でございます。

以上です。

(傍聴人から不規則発言あり)

**【委員長】** 傍聴人は静粛にしてください。

ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月 9日(木) 午前10時 教育委員会室

4月23日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育委員会臨時会の開催

3月30日(木) 午前10時 教育委員会室

(3) 教育施策連絡会

4月 9日(木) 午後2時 都庁大会議場

4月13日(月) 午後1時45分 中野サンプラザ

**【委員長】** 今後の日程について、政策担当課長、よろしくお願いたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は4月9日、次々回は4月23日、ともに木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

教育施策連絡会は、4月9日午後2時から都庁の大会議場、4月13日午後1時45分から中野サンプラザにて行います。

臨時会を3月30日月曜日、午前10時から行う予定でございます。

なお、臨時会の議題等は人事等に関する案件のみでございます。

以上です。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——。

## 日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございますか。

【竹花委員】 1点、御発言申し上げます。

昨年来の土肥校長を巡る事案について、昨年11月27日の本委員会において、私が、懲戒とはならないだろうが、土肥校長に反省を促す方法があるか検討してほしいと申し上げたことについて発言させていただきます。

この点について私の感想を申し上げます。今回の土肥校長の言動は、何らかの人事上の措置を講ずべきものとして事務局に検討を求めましたが、他方で、既に退職を間近に控えていることから、その措置をとることの意味が乏しいとの見解は理由があると考え、結論として措置を見送ることを了といたしております。

ただ、私としては、今回の事案を教訓に、教育委員会としても、学校現場においても、すべての関係者がそれぞれの責任に応じて職務に取り組み、子供たちのために大人の知恵を発揮して、これまで以上に健全で<sup>かったつ</sup>闊達な学校運営に心すべきであると考えております。

以上でございます。

【委員長】 特に御意見ございませんね。——〈異議なし〉——。

それでは、先ほど説明がありました3月30日の臨時会の件ですが、案件が人事等に関する案件のみということですので非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうご

ございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【委員長】 傍聴者は静粛にしてください。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【委員長】 傍聴者は静粛にしてください。退室してください。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【委員長】 傍聴者は退室してください。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【委員長】 傍聴者は退室してください。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【委員長】 退室してください。

(傍聴人から不規則発言多数あり)

【教育長】 委員長、これでは非公開審議ができませんので、しばらく休憩にしてください。

【委員長】 暫時休憩いたします。

(午前10時01分)